

事務連絡
平成27年6月23日

介護保険指定事業者 各位

介護保険課長

介護保険負担限度額認定申請の勧奨について（お願い）

平素より、市介護保険事務の取り扱いにつきご協力をいただきありがとうございます。

さて、施設入所者または短期入所（ショートステイ）利用者の方で現在介護保険負担限度額認定を受けている方に、下記のとおり平成27年度の認定更新の案内をお送りいたします。

つきましては、誠にお手数ですが、認定申請の勧奨等にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、制度改正により、所得要件が変わります。また、認定基準に資産要件が追加され、預貯金等の写しが必要となります。

記

1. 更新にかかる日程
7月 1日 市広報紙掲載
3日 更新案内発送
21日 申請締切り
7月末～ 決定通知・認定証発送
2. 案内文書 別紙のとおり
3. その他
・申請方法は原則市役所介護保険課・各市民サービスセンターに提出、または郵送です。
・7月より負担限度額認定を受けられる方は平成26年度分と平成27年度分の2通の申請が必要になります。
(平成26年度と平成27年度では、様式が違います。)

※ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

介護保険課 介護保険係
担当 山口
連絡先 058-383-1778